

千葉県告示第126号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第9条第1項規定により、次のとおり放置禁止区域を指定するので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年2月17日

千葉市長 神谷俊一

1 放置禁止区域 図面のとおり

自転車等放置禁止区域（幕張豊砂駅）

2 指定する日 令和5年3月18日

自転車等放置禁止区域（幕張豊砂駅）

